

緊急事態措置の延長に伴い、営業時間の短縮の要請等に応じて頂ける 事業者に対し、「愛知県感染防止対策協力金(6/1～6/20 実施分)」を交付します

予算額 74,331,391千円

緊急事態措置の延長に伴い、休業要請・営業時間短縮要請に応じた飲食店等、カラオケ設備の提供の取り止めを実施した事業者及び休業要請・営業時間短縮要請に応じた大規模施設等に対して、協力金を交付します。

○対象期間・対象事業者・交付額等

区分	愛知県感染防止対策協力金 (6/1～6/20 実施分)			
対象期間	2021年6月1日(火)から6月20日(日)まで【20日間】			
対象エリア	愛知県内全域			
要請枠	営業時間短縮要請枠		カラオケ設備利用自粛要請枠	大規模施設等営業時間短縮要請枠※2
対象事業者	<対象施設> ・全ての飲食店等 ※飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要		<対象施設> ・カラオケ設備の提供を取り止め、従前どおり昼間のみ営業する飲食店等(飲食店営業許可又は喫茶店営業許可が必要) ・カラオケ店	大規模施設
				テナント・出店者
休業及び営業時間の短縮	休業 ※酒類・カラオケ設備を提供する(酒類の持込みを含む)施設に限る	営業時間の短縮 午前5時から午後8時まで	特措法第24条第9項に基づく休業要請・営業時間短縮要請を行った1,000㎡超の施設を運営する事業者 ※休業要請:1,000㎡超の百貨店、大規模小売店等に対し、6/5(土)、6(日)、12(土)、13(日)、19(土)、20(日)の6日間要請	大規模施設の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等
交付額(1店舗・1日あたりの支給額)	○中小企業 ・売上高に応じて4万円～10万円※1 ○大企業 ・売上高減少額の4割(最大20万円)		○飲食店等 ・1万円/日(県独自) ○カラオケ店 ・2万円/日(国の規定)	○自己利用部分面積1,000㎡毎に20万円/日(営業時間短縮の場合は「短縮した時間」/本来の営業時間)を乗じた額 ※国の規定によるテナント数等に応じた追加支給あり
主な要件	・業種別ガイドラインを遵守 ・安全・安心宣言施設に登録、PRステッカーとポスターを掲示 ・カラオケ設備の提供の取り止め ・酒類の提供の取り止め(酒類の持込みを含む)			○店舗等面積100㎡毎に2万円/日(営業時間短縮の場合は「短縮した時間/本来の営業時間」を乗じた額)

※1 大企業と同様、売上高減少額の4割を選択することも可

※2 映画館運営事業者等は国が定めた規定による